



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成30年1月29日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## 石川郡石川町の 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年5月25日に東北運輸局福島運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり輸送施設の使用停止の処分書等を交付しましたのでお知らせします。

### 記

1. 行政処分書等の交付年月日  
交付年月日：平成30年1月29日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所  
事業者：有限会社野本観光バス 代表取締役 野本 和義  
(法人番号9380002021007)  
福島県石川郡石川町大字中野字矢ノ内57番地の5  
営業所：本社営業所  
福島県石川郡石川町大字中野字矢ノ内57番地4
3. 行政処分等年月日  
平成30年1月18日
4. 行政処分等の概要
  - ①事業用自動車の使用停止処分  
平成30年1月29日から平成30年1月30日まで  
(9両×2日間停止)  
平成30年1月29日から平成30年1月31日まで  
(14両×3日間停止)
  - ②文書警告
5. 違反の概要  
(裏面へ続く)

### 《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門  
担当：及川、松原

Tel：024-546-0345

音声ガイダンス「3」

## 5. 違反の概要

### ①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。

(道路運送法第9条の2第1項)

### ②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・ 運送引受書の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
- ・ 乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務を行わせていた。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- ・ 運行指示書の規定事項の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)